

弥富市制施行20周年記念動画制作業務委託 仕様書

令和7年3月

愛知県弥富市

1 業務の目的

本市が令和8年に市制施行20周年を迎えるにあたり、市内の人・自然・文化等、本市の魅力を様々な角度から映した動画を制作し、市内外へ広く発信することで、市民のシビックプライド醸成及び市外における本市の認知度向上を目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 弥富市制施行20周年記念動画制作業務委託
- (2) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

3 業務の内容

(1) 企画・構成

プロポーザルでの企画提案書を基に本市と協議を行い、構成を決定する。決定した内容を基に脚本やデザイン等を作成する。

(2) 映像作成

企画構成に基づき、必要な動画素材の取材・撮影や調達、作画等を行う。なお、市の広報誌や市が所有する写真及び動画を使用することができる。

(3) 編集

動画の編集を行い、音響・BGM・声優等によるセリフ・ナレーション、テロップの挿入等を効果的に入れる。また、完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

(4) 調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請等の手続きを必要に応じて随時行う。場合によっては本市と協力し行う。

(5) 権利確認

成果品及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行う。

4 映像制作物

(1) 映像内容

市内の人・自然・文化等、本市の魅力を紹介するとともに、市民のシビックプライド醸成及び本市の認知度向上に繋がるものとする。

① イメージ

- ・単調な作りとせず、人を惹きつけ印象に残る動画とすること。

- ・市制施行20周年後も、本市のシティプロモーション動画として活用できる内容とすること。

② 動画時間

5分程度

③ 本数

1本以上

(2) 映像条件

ア 規格は、アスペクト比16：9のフルハイビジョン以上とする。

イ 市制施行20周年記念式典での上映のほか市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ、各種イベント等での上映を想定して動画を制作すること。

ウ ナレーションやインタビュー等の音声が入る場合は、テロップを入れること。

エ 映像中に「弥富市」と表記するなど、本市の制作を認識できるようにすること。

オ 表現方法は実写とする。ただし、一部CG等の使用を認める。

5 著作権等の取り扱い

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）及び所有権はすべて本市に帰属する。また、成果品は市ホームページや各種情報媒体、各種イベント等に使用、複製できるものとする。
- (2) 受注者は著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 映像に使用する出演者や音楽等の使用については、肖像権、著作権等各種権利関係の処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- (4) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。また、本市に損害が生じた場合にはその損害を賠償すること。

6 成果品

- (1) 動画を収録したDVDディスク2枚及びブルーレイディスク2枚
- (2) 動画データ（完成映像データ及び素材データ）
市ホームページ、SNS等で再生可能な形式とすること。

7 その他

- (1) 本業務の委託料は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

- (2) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度本市と協議するものとする。